

平成 17 年 1 月 31 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(コード番号 8308)

ToSTNeT-2 による自己株式の買付け並びに預金保険機構に対する当社普通株式
の処分の申出に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(社長 川田憲治)は、本日、商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく自己株式取得の具体的な取得方法について決定し、併せて預金保険機構に対する当社普通株式の処分の申出を行い、関係当局にご承認頂きましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . ToSTNeT-2 による自己株式の買付け

(1) 取得の方法

本日(平成 17 年 1 月 31 日)の終値 211 円で、平成 17 年 2 月 1 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の ToSTNeT-2(終値取引)において買付けの委託を行う。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	52,500,000 株

(発行済普通株式総数に対する割合 0.46%)

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。この場合には、オークション市場での買付を行うことがある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(3) 取得結果の公表

平成 17 年 2 月 1 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

以下次葉

2. 預金保険機構に対する当社普通株式の処分の申出

当社は、平成 15 年 7 月に預金保険法第 102 条第 1 項に基づき発行し預金保険機構に引き受けいただいた当社子会社株式会社りそな銀行の普通株式につき同年 8 月の株式交換により預金保険機構に発行された当社普通株式に関し、上記 1 の買付けに対当させるべく、預金保険機構に対しその処分に係る申出を行い、関係当局にご承認を頂きましたのでお知らせいたします。

なお、取得する普通株式については全て、りそな信託銀行株式会社との株式交換において、代用自己株式として使用する予定であります。

以 上